

「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令	EDINET 府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	EDINET府令の改正は、EDINETが稼働しなくなった際の臨時的な措置として代替方法による開示書類の提出を認める内容と理解している。よって、第6条第2項で、「金融庁長官が必要があると認めるとき」とあるのは、EDINETが稼働しなくなった場合を想定していると理解すればよいか、確認したい。	ご理解のとおりです。
2	金商法第27条の30の5第1項各号のいずれかに該当する場合(EDINETが稼働しなくなった場合)のうち、「金融庁長官が必要と認めるとき」とは、具体的にはどのような場合を想定しているのか、また、開示書類の提出に関する代替方法として、具体的にはどのような方法を想定しているのか、明らかにされたい。	EDINETのシステム自体に障害があった場合を想定しており、その場合には、EDINET以外のインターネットを利用した方法により開示書類の提出を受け付けることを想定していますが、具体的な方法については、インターネットを通じて公表することとします。